商品デザイン等リニューアル支援事業ガイドライン

**１．事業の目的**

本事業は募集要領に基づき、商工会員及び知床しゃりブランド事業者等が取り組む、魅力ある商品づくりや企業イメージの向上のため、商品デザインや企業ロゴ・コピー等のデザインをリニューアルする事業に対し、経費の一部を補助することで、各事業者が取り扱う商品のデザイン性向上による高付加価値化や商業振興及び地域活性化をめざすことを目的としています。

**２．支援内容**

　・次のデザイン変更等に対して補助する。

（１）商品デザイン（パッケージ、リーフレット、包装紙、紙袋等）

　①既存商品のパッケージ及びラベルのデザイン変更

②商品群のデザインの統一

③新デザインに合わせた商品説明書・リーフレットのデザイン（チラシは含まない）

④販促グッズのデザイン変更

⑤包装紙・紙袋のデザイン変更

（２）事業所（企業）ロゴや主たる店舗看板デザイン

　　①企業ロゴや自社ブランドのデザイン変更・作成

②看板デザイン変更・作成

（３）商品・店舗名等のネーミング（コピー）

　　①商品紹介のコピー（広告文・キャッチフレーズやスローガン、見出し等）作成

②店舗名の変更（ブランド化に伴う変更等）

**３．補助対象経費及び補助率等**

　（１）補助対象経費

　　　①デザイン費用（企画費用、現地調査費（旅費）、コピー制作費、着手料、

デザイン委託費（他社発注分）など）

　　　　②その他（事業遂行に必要なものとして商工会が特に認めるもの）

　（２）補助金額

　　　・補助対象：事業費が100千円以上

・補助率：デザイン費用の２／３以内（知床しゃりブランド認証品は３／４以内）

　　　・補助上限：一事業者あたりの助成額は750千円を上限とする。

**『補助対象外経費』**以下の経費は、補助対象とはなりません。

１）交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費

２）事業者自らに関係する人件費

３）新デザインによる商品パッケージ印刷費用や看板制作費用

４）食糧費、接待費等の個人消費的経費

５）その他、補助の対象として不適切な経費